

業務のあらまし

安全運転への ご提案

JAPAN
SAFE DRIVING
CENTER



SDワンダくん



安全運転をつくろう。
自動車安全運転センター
<https://www.jsdc.or.jp/>

安全運転の研修

高度な安全運転技能・知識の習得に有効

Central Training Academy for
Safe Driving

安全運転中央研修所

総合的な自動車安全運転の教育施設

- 危険な状況を安全に体験！
- 抜群の運転技能と運転理論に精通する教官
- 最高水準を誇る研修内容～この体験が活きる！

さまざまな研修課程を用意しています。

研修を受ける目的にあわせて
お選びください。

資質の高い運転者や運転指導者を育成し、
交通安全に寄与するための研修を
実施しています。

- 一般の道路では経験
できない運転上の危険
な状況を実際に体験
しながら、安全運転
の基本と応用を身に
つけることができます。



研修課程・研修料金

(令和3年4月1日現在)

研修課程	期間	研修料(消費税込み)(円)		
		二輪車	普通車・準中型車	中型車・大型車
安全運転管理	5日		106,900	
	4日		83,100	
安全運転実技指導員	5日		103,400	
一般緊急自動車運転技能者	4日		86,800	
消防・救急緊急自動車運転技能者	4日		86,800	
貨物自動車運転者	4日		85,300	106,000
	3日		65,500	84,000
	2日		47,600	51,200
	1日		23,600	31,400
旅客自動車(バス) 運転者	4日			118,300
	3日			84,000
	2日			51,200
	1日			31,400
特定業務運転者【注1】	3日	62,100	54,900	
	2日	43,700	40,800	
	1日	22,500	19,800	
青少年運転指導者	4日	84,900	80,900	
青少年運転者【注2】	2日	42,200	44,600	
	1日	21,400	22,900	

【注1】公益事業、運送業、タクシー業、警備業、医療・介護等の業務に従事する運転者を対象

【注2】青少年運転者課程は、25歳未満の青少年運転者を対象



■ 基本走行

自己流運転の問題点と、正しい運転姿勢による安全な運転法を学びます。



■ 夜間研修

速度・距離感覚、蒸発現象、色彩による視認性等、夜間の安全運転を学びます。



■ ブレーキング

ブレーキ操作やABSの正しいブレーキのかけ方とその限界を学びます。



■ 障害物回避と危険回避の限界

危険回避行動の基本、人と車の回避の限界を学びます。



■ スラローム走行

S字・コーナリング走行を体験、車両の操縦性、安定性の限界を学びます。



■ スキッド走行

横滑りやスリップを体験、車両の特性と安全の限界を学びます。



■ 危険の予測と回避

危険源の発見、危険予測能力、危険回避要領等を学びます。



■ ハイドロプレーニング現象体験

高速走行時のハイドロプレーニング現象などを体験します

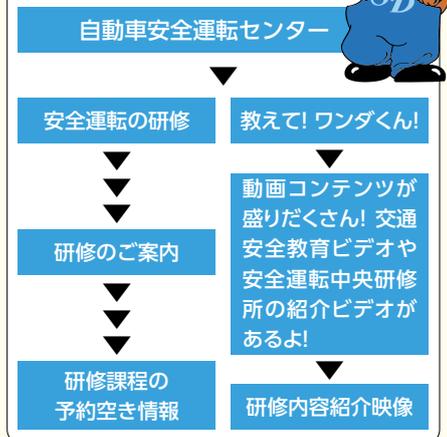
■ 研修の申込方法

- 研修希望者は、裏表紙記載の自動車安全運転センター各都道府県(方面)事務所に電話で予約をしたうえで、研修申込書に必要事項を記載して、予約先に申し込んでください。
- 研修申込書は、センターのホームページからダウンロードするか、安全運転中央研修所及び各都道府県(方面)事務所に備えてあります。
- 入所のしおり、振込用紙等必要な書類は、おおむね1か月前に郵送でお届けしますので、案内書(入所のしおり等)に基づき研修料を振り込んでください。
- お申込みの研修日程に変更が生じた場合は、ご連絡のうえ調整させていただきます。
- センターのホームページで、研修状況を紹介する動画や研修の空き情報をご覧ください。

■ 研修所の見学

- 研修所の施設見学(無料)は予約が必要です。
- 見学の予約は安全運転中央研修所又は各都道府県(方面)事務所に電話でお願いします。

●インターネットの検索画面で



効果的な安全運転管理に有効な証明書

運転記録証明書の内容

運転記録証明書の証明内容

過去5年間、3年間又は1年間の

- 交通事故の年月日とその種別・原因・点数
- 交通違反の年月日とその内容・点数
- 運転免許の行政処分の年月日とその内容
- 現時点での行政処分の前歴回数と累積点数について証明します。

証明書の申込方法

- 本人が申請する場合は、警察署、交番等に備え付けてある申込用紙に必要事項を記入の上、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局で通常払込みにより申込むか、各地のセンター事務所に直接申込んでください。
- 事業所等が一括して証明書を申請する場合は、申請書のほかに、申請者本人（従業員）が代理人に申請、受領等を委任することを記載し、押印した書面が必要となります（一括申請の申請書と委任状の用紙は、ホームページからダウンロードするか各センター事務所に用意してあります。）。
- 証明書の交付手数料は、1通につき**670円**です。なお、ゆうちょ銀行・郵便局での払込みによる申込みには、別途払込料金が必要です。

みんなでチャレンジ
安全運転！



102-0084	整理番号	
東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 日本太郎様	見本	
運転記録証明書		
申請者 氏名	日本太郎	
生年月日	昭和26年1月10日	
免許証番号	308134567800	
行政処分の前歴	○回 累積点数 ○点	
年月日	内容 点数	
○○年○月○日	安全運転義務違反(軽傷事故)	6点
○○年○月○日	停止30日(短縮29日)	**
○○年○月○日	信号無視(赤色等)	2点
○○年○月○日	速度超過(20以上25未満)指定	2点
○○年○月○日	座席ベルト装着義務違反	1点
備考	以下余白	
令和○○年○月○日現在の過去5年間の記載は、上記のとおりであることを証明します。		
令和 ○年 ○月 ○日		
自動車安全運転センター ○○○事務所長 印		

運転記録証明書の分析資料の提供

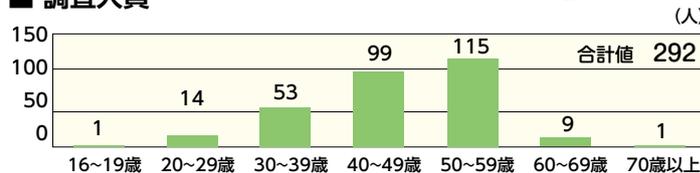
企業の安全運転管理をサポートします。

運転記録証明書を一括申請した事業所からの依頼により、証明書の内容を分析した資料を提供しています。この資料は社員の事故、違反、行政処分の状況を的確に把握し、ポイントを捉えた安全運転教育、安全運転管理を推進する際に役立っています（無事故・無違反証明書の申請では、分析資料は提供できません。）。



分析資料の抜粋

■ 調査人員



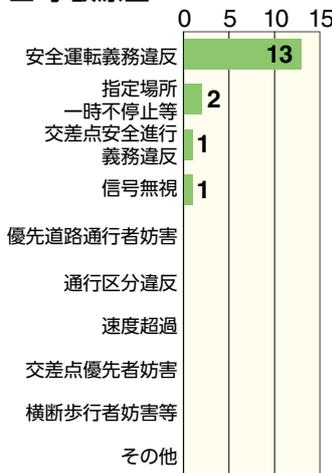
■ SDカードの年別交付件数

継続年数	取得人員	継続年数	取得人員	継続年数	取得人員
グリーン	1年 40	ゴールド (小計13)	13年 1	スーパー ゴールド (小計19)	25年 1
ブロンズ	2年 19		14年 1		26年 1
シルバー (小計40)	3年 21		15年 1		27年 1
	4年 8		16年 1		28年 2
	5年 9		17年 2		29年 1
ゴールド	6年 6	18年 1	30年 1		
	7年 14	19年 0	31年 1		
	8年 2	20年 2	32年 1		
	9年 1	21年 1	33年 2		
ゴールド	10年 1	スーパー ゴールド	22年 2		34年 以上
	11年 2		23年 1		
	12年 3		24年 2		

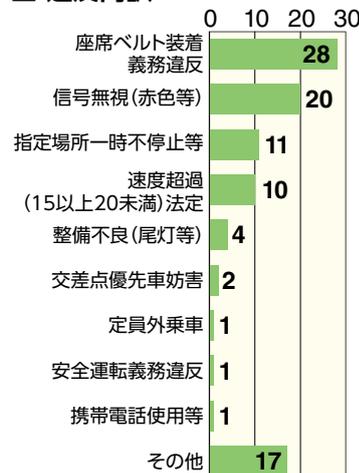
取得者	非該当
152	45

※1年未満は免許取得後、1年未満の無事故無違反の方です。

■ 事故原因



■ 違反内訳



調査日/令和○○年○○月○○日
対象期間/証明日から過去○年間

運転経歴に係るその他の証明

運転記録証明書のほか、運転者の求めに応じて、無事故・無違反、累積点数等、運転免許経歴の各証明書を発行しています。

種別	証明内容	利用例
無事故・無違反証明書	無事故・無違反で経過した期間について証明します。昭和44年10月1日(沖縄県交付のみ昭和47年5月15日)以後の期間に限ります。	○安全運転の励行と管理 ○優良運転者の表彰 ○SDカードの取得
累積点数等証明書	交通違反や交通事故の点数が、現在何点になっているかについて証明します。	○現在の違反点数等の確認 ○安全運転の励行
運転免許経歴証明書	過去に失効した免許、取り消された免許、又は現在受けている免許の種類、取得年月日等について証明します。	○大型免許や第二種免許の受験 ○運転免許経歴の確認

(各証明書の交付手数料は、1通につき670円です。)

(注)

- 取消し免許及び失効免許については、取消し又は失効から経過した期間により証明できない場合があります(詳しくは、各センター事務所にお問い合わせください。)
- 2種類以上の免許がある場合は、最初に取得した免許以外の免許の取得年月日が証明できない場合があります(例：普通免許取得後に大型免許を取得した場合は、後に取得した大型免許の取得年月日が証明できません。)

SD(SAFE DRIVER)カード

あなたは安全運転者[Safe Driver]です

SDカードは安全運転者の証

- 無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の申請者で、1年以上事故・違反等の記録がない方には、安全運転者であることを表すSDカードをお渡ししています。
- SDカードは、無事故・無違反の期間により5種類に区分されています。
- SDカードは、安全運転者の証となるもので、これを持つことによって安全運転者としての誇りと自覚が高まり、いっそうの安全運転が期待できます。

SDカードのメリット

- SDカードをお持ちの方には、ガソリン代・食事代・宿泊代などの割引やマイカーローンの金利を優遇するお店が全国に多数あります。
- SDカード優遇店については、最寄りのセンター事務所にお問い合わせになるか、センターのホームページをご覧ください。
(<https://www.jsdc.or.jp/>)



SDスーパーゴールドカード
(20年以上)



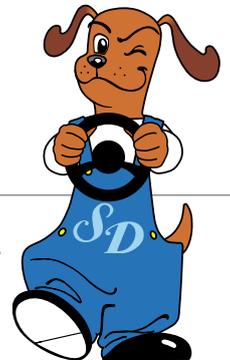
3

累積点数の通知

運転免許停止処分直前の方に累積点数を通知し、事故・違反を抑止

運転免許の停止等の行政処分は、点数制度によって行われていますが、交通違反などの点数が累積して、6点(行政処分の前歴が1回ある場合には4点)になりますと、免許の停止処分又は違反者講習を受けることとなります。

そこで法令により当センターが、その直前の点数である4点又は5点(行政処分の前歴が1回ある場合には2点又は3点)になった方に対して、今後、交通違反や事故に気をつけてより安全な運転をしていただくよう呼びかけるため、書面で通知しています。



意義、活用方法

交通事故証明書は、交通事故の当事者の求めに応じて発行されるもので、交通事故の発生日時、当事者の住所・氏名などが記載されています。

この証明書は、警察の保有するデータにより、当センターが証明するもので、次のように使われています。

- 各種自動車保険(共済)の保険金(共済金)請求時の書類
- 市区町村共済などの見舞金の請求書類
- 育英資金、奨学金を受ける時の添付書類
- その他、勤務先への提出書類、訴訟、示談の参考書類

この証明書は、交通事故に遭われた方の財産や権利を守るための大変重要な書類です。交通事故に遭われた時は、必ず警察に届出をして、後日、交通事故証明書の交付を受けるようにしてください。

なお、申込みのできる方は、交通事故の当事者(加害者・被害者)又は当事者の委任を受けた方です。

証明書の申込方法、手数料

証明書は、センター事務所、警察署、交番、駐在所、損害保険会社、農業協同組合、全労済などに備え付けてある申込用紙に、必要事項を記入の上、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局で通常払込みにより申込むか、各地のセンター事務所へ直接申込んでください。そのほか、当センターのホームページからも申込むことができます(申請条件があります。)

なお、全国のどこで発生した事故でも最寄りのセンター事務所から申込むことができます。詳しくはホームページをご覧ください。

手数料は、1通につき**600円**です。

なお、ゆうちょ銀行・郵便局での払込みによる申込みには、別途払込料金が必要です。



自動車の安全運転に必要な技能、交通事故の防止、安全運転管理の方法や、運転者の特性などについて調査研究を行い、その結果を報告書や調査研究ニュース、教育DVDなどで公表しています。これらの研究成果は、行政の交通安全施策に反映されるほか、自動車教習所の運転者教育や企業における安全運転管理などの資料として広く活用されています。

■交通安全施策への反映

安全運転管理者制度の充実、情報提供システムの実用化、貨物自動車運転者教育

■法令改正等

運転中の携帯電話・画面注視の禁止、自動二輪の高速道路二人乗り緩和、中型免許の導入、自転車利用者対策、AT小型二輪車教習の日数短縮

■交通安全教育・啓発活動

教育DVD等の教材を各種交通安全教育の場で活用

ホームページ上で、これまでに実施した調査研究の報告書(全文とその要約)、教育DVDのダイジェスト版をご覧ください。また、これら教育DVDの販売受付もしています。

DVD

ドライバーの安全運転の要点などを映像教材にまとめました。





自動車安全運転センター

自動車安全運転センターは、「自動車安全運転センター法」に基づいて、安全運転研修の実施、運転経歴に係る資料や交通事故に関する資料の提供などを行うことにより、交通事故の防止と運転者の利便の増進に資するための組織として、昭和50年に国家公安委員会によって設立を認可された特別民間法人です。

当センターはその後、ドライバーの皆様の更なる安全運転意識と運転技能の向上を目指して、昭和52年にSDカードの交付制度を発足させ、平成3年に安全運転中央研修所を設置する等、設立目的に沿って業務の拡充、サービスの向上を図りつつ現在に至っています。

当センターの業務は、安全運転の研修、運転経歴の証明、累積点数の通知、交通事故の証明、調査研究の五つに大別されます。

- 1 **安全運転の研修**
高度な安全運転技能・知識の習得
- 2 **運転経歴の証明**
運転者の求めに応じて運転記録証明書等4種類の証明書を発行
- 3 **累積点数の通知**
運転免許停止処分直前の方に法令により累積点数を通知
- 4 **交通事故の証明**
当事者の求めに応じて交通事故の発生日時等を証明
- 5 **調査研究**
安全運転に関する調査研究



自動車安全運転センター
ホームページ

沿革

昭和50年 9月 1日	自動車安全運転センター法（昭和50年7月10日法律第57号）施行
昭和50年 10月 16日	設立（定款・事業計画書）認可（国家公安委員会）
昭和50年 11月 1日	本部を東京都千代田区麹町4-2に設置、業務開始
昭和51年 1月 1日	都道府県方面事務所（51か所）を設置、業務開始
昭和52年 4月 1日	SDカードの交付制度発足
昭和56年 2月 4日	本部を東京都港区虎ノ門1-21-17に移転
平成 3年 4月 1日	安全運転中央研修所発足
平成 3年 6月 20日	安全運転中央研修所附属交通公園開園
平成15年 6月 1日	本部を東京都千代田区二番町3番地に移転
平成15年 10月 1日	民間法人化
平成16年 3月 30日	安全運転中央研修所第二宿泊棟竣工
平成20年 3月 12日	イメージキャラクター「SDワンダくん」誕生
平成21年 4月 1日	SDカードのデザイン等を変更。SDスーパーゴールドカードを追加





北海道	北海道事務所	〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7-1-1 (北海道警察本部内)	011 (219) 6615
	旭川方面事務所	〒070-0036 旭川市 6 条通 10-2231-1 (北海道警察旭川方面旭川中央警察署内)	0166 (23) 7299
	釧路方面事務所	〒085-0018 釧路市黒金町 10-5-1 (北海道警察釧路方面本部内)	0154 (25) 7171
	北見方面事務所	〒090-8511 北見市青葉町 6-1 (北海道警察北見方面本部内)	0157 (23) 1705
	函館方面事務所	〒040-0001 函館市五稜郭町 16-1 (北海道警察函館方面本部分庁舎内)	0138 (55) 7500
東北	青森県事務所	〒038-0031 青森市大字三内字丸山 198-4 (青森県運転免許センター内)	017 (782) 5074
	岩手県事務所	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 (いわて県民情報交流センター内)	019 (653) 1871
	宮城県事務所	〒981-3117 仙台市泉区市名坂字高倉 65 (宮城県警察本部運転免許センター内)	022 (373) 7171・7172
	秋田県事務所	〒010-1607 秋田市新屋南浜町 12-1 (秋田県警察本部運転免許センター内)	018 (863) 8811
	山形県事務所	〒994-0068 天童市大字高揃 1300 (山形県総合交通安全センター内)	023 (655) 3456
	福島県事務所	〒960-2261 福島市町庭坂字大原 1-1 (福島県警察本部運転免許センター内)	024 (591) 4111
関東	東京都事務所	〒140-8682 品川区東大井 1-12-5 (警視庁鯉洲運転免許試験場内)	03 (5781) 3550・3660
	茨城県事務所	〒311-3116 東茨城郡茨城町大字長岡 3783-3 (茨城県警察本部運転免許センター内)	029 (293) 8822・8823
	栃木県事務所	〒322-0017 鹿沼市下石川 681 (栃木県警察本部運転免許センター内)	0289 (76) 1411・1412
	群馬県事務所	〒371-0846 前橋市元総社町 80-4 (群馬県総合交通センター内)	027 (253) 1102
	埼玉県事務所	〒365-0028 鴻巣市鴻巣 405-4 (埼玉県警察本部運転免許センター内)	048 (541) 2411・2413
	千葉県事務所	〒261-0025 千葉市美浜区浜田 2-1 (千葉県警察本部運転免許センター内)	043 (276) 3040・3080
	神奈川県事務所	〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-1 (神奈川県警察運転免許センター内)	045 (364) 7000・7001
	新潟県事務所	〒957-0193 北蒲原郡聖籠町東港 7-1-1 (新潟県警察本部運転免許センター内)	025 (256) 2344
	山梨県事務所	〒400-0202 南アルプス市下高砂 825 (山梨県総合交通センター内)	055 (285) 2344・2345
	長野県事務所	〒381-2224 長野市川中島町原 704-2 (長野県警察本部北信運転免許センター内)	026 (292) 5111
静岡県事務所	〒420-0949 静岡市葵区与一 6-16-1 (静岡県警察中部運転免許センター内)	054 (252) 3191・3192	
中部	富山県事務所	〒931-8562 富山市高島 62-1 (富山県運転教育センター内)	076 (451) 1840・1841
	石川県事務所	〒920-0209 金沢市東蚊爪町 2-1 (石川県警察本部運転免許センター内)	076 (237) 5900
	福井県事務所	〒919-0476 坂井市春江町針原 58 字 3 (福井県警察本部運転者教育センター内)	0776 (51) 3980・3981
	岐阜県事務所	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-12 (岐阜県シンクタンク庁舎内)	058 (274) 1000・1001
	愛知県事務所	〒468-8537 名古屋市天白区平針南三丁目605番地 (愛知県警察本部運転免許試験場内)	052 (805) 0625
	三重県事務所	〒514-0821 津市垂水 2566 (三重県警察運転免許センター内・東ウイング)	059 (223) 1231
近畿	滋賀県事務所	〒524-0104 守山市木浜町 2294 (滋賀県警察本部運転免許センター内)	077 (585) 3456
	京都府事務所	〒612-8486 京都市伏見区羽束師古川町647-1 (京都府警察本部自動車運転免許試験場内)	075 (631) 7600
	大阪府事務所	〒571-0033 門真市一番町 23-16 (大阪府警察門真運転免許試験場内)	06 (6909) 5821
	兵庫県事務所	〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5-4-1 (兵庫県警察本部内)	078 (351) 7882・7886
	奈良県事務所	〒634-0007 橿原市葛本町 120-3 (奈良県警察本部運転免許課内)	0744 (23) 7171
	和歌山県事務所	〒640-8313 和歌山市西 1-1 (和歌山県警察本部交通センター内)	073 (472) 4433
中国	鳥取県事務所	〒680-0841 鳥取市吉方温泉 2-501-1 (鳥取県運転免許センター内)	0857 (50) 1288
	島根県事務所	〒690-0131 松江市打出町 250-1 (島根県警察本部運転免許センター内)	0852 (36) 6255・6256
	岡山県事務所	〒709-2192 岡山市北区御津中山 444-3 (岡山県運転免許センター内)	086 (724) 4360
	広島県事務所	〒731-5108 広島市佐伯区石内南 3-1-1 (広島県警察本部運転免許センター内)	082 (941) 5111
	山口県事務所	〒753-8504 山口市滝町 1-1 (山口県警察本部内)	083 (924) 4151
四国	徳島県事務所	〒771-0214 板野郡松茂町満穂字満穂開拓 1-1 (徳島県運転免許センター内)	088 (699) 1100
	香川県事務所	〒761-8031 高松市郷東町 587-138 (香川県警察本部運転免許センター内)	087 (882) 3399
	愛媛県事務所	〒799-2661 松山市勝岡町 1163-7 (愛媛県警察本部運転免許センター内)	089 (978) 1999
	高知県事務所	〒781-2120 吾川郡いの町枝川 165 (高知県警察本部運転免許センター内)	088 (892) 5221
九州	福岡県事務所	〒811-1396 福岡市南区花畑 4-7-1 (福岡県警察本部福岡自動車運転免許試験場内)	092 (564) 3644
	佐賀県事務所	〒840-0831 佐賀市松原 1-1-16 (佐賀県警察本部内)	0952 (29) 0335
	長崎県事務所	〒850-8548 長崎市尾上町 3-3 (長崎県警察本部内)	095 (825) 4591
	熊本県事務所	〒869-1107 菊池郡菊陽町辛川 2655 (熊本県警察本部運転免許センター内)	096 (233) 2111
	大分県事務所	〒870-0401 大分市大字松岡 6687 (大分県運転免許センター内)	097 (524) 6420
	宮崎県事務所	〒880-0835 宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5 (宮崎県総合自動車運転免許センター内)	0985 (29) 3456・3457
	鹿児島県事務所	〒891-0122 鹿児島市南栄 5-1-2 (鹿児島県交通安全教育センター内)	099 (269) 7574・7575
沖縄県事務所	〒901-0225 豊見城市字豊崎 3-22 (沖縄県警察運転免許センター内)	098 (840) 2822	

自動車安全運転センター本部

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル2階

Tel.03-3264-8600 (代表) Fax.03-3264-8610

安全運転中央研修所 (附属交通公園)

〒312-0005 茨城県ひたちなか市新光町 605-16

Tel.029-265-9555 (代表) Fax.029-265-9565